

## 信託契約書

委託者兼受益者Aと受託者Bは、以下のとおり、信託契約を締結した。

### 第1条（信託目的）

本信託の信託目的は以下のとおりである。

- (1) 委託者の財産管理の負担を軽減すること
- (2) 委託者が、従前と変わらぬ生活を続けられることにより、快適な生活を送れるようにすること
- (3) 委託者が詐欺等の被害に遭うことを予防し、委託者が安全に生活できるようにすること
- (4) 委託者の判断能力が低下した場合であっても、その財産を受託者が管理運用することにより、親族に経済的な負担を求めることなく、委託者の財産の範囲内で安定した生活を送れるようにすること

### 第2条（信託契約）

委託者は、本契約の締結の日（以下「信託開始日」という。）に、前条の目的に基づき、別紙信託財産目録記載の財産（以下「信託財産」という。）を受託者に信託し、受託者はこれを引き受けた（以下本契約に基づく信託を「本件信託」という。）。

### 第3条（信託財産：不動産）

- 1 信託財産目録記載1及び2の信託不動産の所有権は、本件信託開始日に受託者に移転する。
- 2 委託者及び受託者は、本件信託契約成立後直ちに、前項信託不動産について、本件信託契約を原因とする所有権移転登記の登記申請を行う。
- 3 受託者は、前項の登記申請と同時に、信託の登記申請を行う。
- 4 前2項の登記費用は、受託者が信託財産から支出する。

### 第4条（信託財産：預金）

- 1 委託者は、本件信託契約締結後、遅滞なく、信託財産目録記載3の預金を払い戻し、当該払戻金を受託者に引渡す。
- 2 受託者は、前項の払戻金を第12条の区分に応じて分別管理する。

### 第5条（信託不動産の瑕疵に係る責任）

受託者は、信託期間中及び信託終了後、信託不動産の瑕疵及び瑕疵により生じた損害について責任を負わない。

### 第6条（信託の追加）

委託者は、受託者の同意を得て、信託財産以外の金銭及び不動産を信託財産に追加することができる。

この場合、受託者は、追加信託された財産を信託事務に充てることができる。

### 第7条（委託者）

本件信託の委託者は以下のとおりである。

委託者 A  
住所 ○○県○○市○○町○番○号  
生年月日 昭和○年○月○日

### 第8条（受託者）

本件信託の受託者は以下のとおりである。

委託者 B

住所 ○○県○○市○○町○番○号  
生年月日 昭和○年○月○日

#### 第9条(受託者の信託事務)

受託者は、以下の信託事務を行う。

- (1) 信託財産目録記載1及び2の信託不動産を管理・処分すること。
- (2) 信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸し、第三者から賃料を受領すること。
- (3) 前号により受領した賃料を、上記1号の信託不動産を管理するために支出すること。
- (4) 前1号及び2号において受領した売却代金及び賃料を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用に充てるために支出すること。
- (5) 信託財産に属する金銭及び預金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用に充てるために支出すること。
- (6) その他信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

#### 第10条(信託事務処理の第三者への委託)

受託者は、信託財産目録記載1及び2の信託不動産の管理を第三者に委託することができる。

#### 第11条(受託者の善管注意義務)

受託者は、信託財産の管理、処分その他の信託事務について、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

#### 第12条(分別管理義務)

受託者は、信託財産に属する金銭及び預金と、受託者の固有財産とを、以下の各号に掲げの方法により、分別して管理しなければならない。

- (1) 金銭: 信託財産に属する財産と、受託者の固有する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法
- (2) 預金: 信託口座の開設等、信託財産に属する預金専用の口座を開設する方法

#### 第13条(信託の計算)

- 1 本信託にかかる計算期間は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、信託開始時における計算期間の始点は本件信託契約の効力発生日からとし、信託契約終了時における計算期間の終点は信託終了日とする。
- 2 受託者は、各計算期間中の信託財産に関する帳簿等を作成し、各計算期間の終了日現在における信託財産目録及び収支状況報告書等を作成する。
- 3 受託者は、信託事務に関する計算を明らかにするため、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記録しなければならない。
- 4 受託者は第1項の信託期間に対応する第2項記載の信託財産目録及び収支状況報告書を、当該計算期間が満了した月の翌月末日までに作成しなければならない。
- 5 受託者は、信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸したことに関し、賃借人の退去、新たな賃借人の入居及び賃料並びに管理費の変更等賃貸借契約の当事者及び内容に変更があった場合には、遅滞なくその経過報告書を作成しなければならない。
- 6 受託者は第2項記載の信託財産目録及び収支状況報告書を、第4項の期間までに、受益者及び信託監督人が選任されている場合には信託監督人に提出しなければならない。
- 7 第5条による経過報告書を作成した場合には、遅滞なく、受益者及び信託監督人が選任されている場合には信託監督人に提出しなければならない。
- 8 受託者は、第2項に基づき作成した帳簿は作成の日から10年間、受益者及び信託監督人が選任されている場合には信託監督人に提出した書類は信託の清算結了までの間、保管しなければならない。

#### 第14条(信託費用の償還)

- 1 受託者は、信託財産から信託事務処理に係る費用の償還を受けることができる。

2 受託者は、受託者から信託事務処理に係る費用の償還または前払いを受けることができる。

第15条(信託報酬)

受託者への信託報酬は無報酬とする。

第16条(受益者)

本件信託の受益者は、委託者と同じとする。

第17条(受益権)

受益者は、受益権として、以下の内容の権利を有する。

- (1) 信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸したことによる賃料から給付を受ける権利
- (2) 信託財産目録記載1及び2の信託不動産を処分した場合には、その処分対価から給付を受ける権利
- (3) 信託財産目録記載3の預金から給付を受ける権利

第18条(受益権の譲渡・質入れの禁止)

受益者は、受益権を譲渡又は質入れすることができない。

第19条(信託の期間)

本件信託は、以下の事由によって終了するものとする。

- (1) 受益者が死亡したとき
- (2) 受託者及び受益者が合意をしたとき
- (3) 本件信託財産が消滅したとき

第20条(権利帰属者)

受益者の子Cを、本件信託の帰属権利者として指定する。

以上のおり、本契約の成立を称するため、本書面を2通作成し、委託者及び受託者がそれぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(委託者)

住所 ●●市●●区●●町●●番●●号

氏名 ●●●●● (印)

(受託者)

住所 ●●市●●区●●町●●番●●号

氏名 ●●●●● (印)